

東光寺

「日本中世の国家権力と寺院社会（海老名尚氏）の論文に、下記の内容が書かれています。

建長4年（1252）の吾妻鏡の中に出てくる関東御教書に下載のものがあります。雑掌の緩怠（かんたい：いいかげんに考えてなまけること）によって諸寺への供米などの陵遅（りょうち：物事がしだいに衰えること）があり、引付の相模守と陸奥守が秋田城介（安達義景）にそれを調査して申沙汰することを命じたもののようです。

廿五日丁丑、天晴、諸寺仏供灯油等、追日及陵廢由、住持訴申之、仍今日有其沙汰、被下御教書云々、其状云、

諸堂寺用供米事

右、陵遲無沙汰之間、有其訴、就中大慈寺者、右大臣家建立、異于他之間、可專御仏事之處、雜掌等存疎略、致緩怠之儀、尤以不便、早尋明子細、可被申沙汰之状、依仰執達如件、

建長四年六月廿五日

相模守
陸奥守

秋田城介殿

下載は社寺に関する弘安七年の追加法で、寺社によって引付が割り当てられており、「引付」と「寺社奉行人」が見え、修理については引付依頼人が検分して、破損状況を注進し、破壊の程度が小さい場合はその修理を別当の沙汰として行わせる、また諸堂に対する寄進所領に関しても急ぎ沙汰するというものであるようです。

(四) 一 近国諸社修理御祈禱、訴訟、御寄進所領等、於引付可申沙汰事

〈弘安七 八 二〉

一番 伊豆 宇都宮 二番 三島社 熱田六所宮 三番 鶴岡 鹿島 香取

四番 諏訪上下 五番 日光 筥根

右、寺社奉行人可尋下有子細者、守此旨可賦引付也、既有沙汰之分者、本引付可⁽³⁰⁾申沙汰、

(五) 一 鎌倉中諸堂修理并寄進所領事 〈弘安七 十一 廿七〉

五方引付可申沙汰之由、先日被仰下之處、無沙汰云々、修理事者、頭人加見知、嚴密可注申、小破所々、為別当之沙汰可修理之由、可相触、所領事、急速可申沙汰、次法花堂事、為五番引付頭人奉行、修造營之功間、於五番可有沙汰、次新釈⁽³¹⁾迦堂事、同前、大慈寺者、可為三番引付、

これらの内容から海老名氏は「引付」が諸堂の寄進所領における下地に寺用を割り付けていたと見ています。

下記はこれ以前に作られた御成敗式目の2条で、寺塔の修造について書かれています。

寺塔を修造し、仏事等を勤行(ごんぎょう)すべき事
 右、寺社異なるといへども、崇敬これ同じ。よつて修造の功、恒例の勤めよろしく先条に准ずべし。後勤(こうかん)を招くなかれ。ただし恣(ほしいまま)に寺用を貪(むさぼり)、その役を勤めざるの輩は、早くかの職(しき)を改易(かいえき)せしむべし

また、御家人には下記の鎌倉幕府からの関東御公事があります。

関東御公事 (かんとくおんくじ) : 日本大百科全書(ニッポニカ)
<https://kotobank.jp/word/%E9%96%A2%E6%9D%B1%E5%BE%A1%E5%85%AC%E4%BA%8B-1296206>

鎌倉幕府の御家人(ごけにん)が首長(鎌倉殿(かまくらどの))に対して負う奉公義務、すなわち御家人役全般と同義に用いる場合もあるが、とくには、それから軍役を除外し、経済的義務に限定している。その内容は、鎌倉御所用途、内裏(だいり)・寺社などの修造費、篝屋(かがりや)用途、防鴨河堤役(ぼうかもがわつつみやく)(京都鴨河の堤防を修築する役)、駅家雑事(うまやぞうじ)以下、朝廷の課す公役と幕府が独自に課す武家役双方の系統を引く恒例・臨時の雑税で、銭納を原則とし、幕府政所(まんどころ)で統轄された。賦課の形式は、所領内の公事田数に応じて御家人単位にあてがわれ、惣領(そうりょう)の支配のもと一族、庶子(しよし)が分担した。もっともこうした事例を幕府草創期に確認することはできず、関東御公事の制は承久(じょうきゅう)の乱後に制度化され、さらに寛元(かんげん)年間(1243~47)を待ち、法的にも完成されたと考えられる。[杉橋隆夫]
 『安田元久著『関東御公事』考』(御家人制研究会編『御家人制の研究』所収・1981・吉川弘文館)

これらの事から考えると、東光寺の修理は別符氏の身内内の寺でなく、関東御公事の一つであったと思われる。

別府文書：田村五郎氏

文書八号
 関東下知状(別府文書)

別符太郎幸時申、同左近太郎光綱後家尼崇恵不加武藏國東光寺修理由事、

右、當寺破壊之間、去正和元年、幸時修造之處、別符二郎左衛門尉重光、乍知行一方免田、不寄合之由、幸時依訴申、去正和三年九月廿八日以後、度々成召符畢、如重光同五年四月十九日請文者、幸時申東光寺修理事、西別符郷者、母堂尼崇恵相傳知行之間、重光不能陳答、對當領主可申子細云々、同年十月十四日・文保元年十二月廿八日兩度、雖召崇恵不參、去年二月十八日、以兩奉行人(奉行人邦宗 清式部六郎能定)使者所書下也、于今無音之條、難違違背之咎、然則可加修理者、依將軍家仰、下知如件、

元應元年七月十二日

相摸守平朝臣(北條高時)
 (花押)

前武藏守平朝臣(金保貞顯)
 (花押)

左の関東下知状にも、奉行人の三河藏人邦宗と清式部六郎能定の名前が見えますが、この二人が寺社奉行人であったと思われる。書状も將軍家の守邦親王の仰せ(命令)として発行されており、また別府近辺にいた別符氏が管理していた寺を派遣するようなことも「免田(寄進所領か)」を考へるのが正しいと考えます。金沢貞顕は延慶3年(1310)に引付頭人を辞職し、文保3年(1319)2月に武藏守を辞任した後の事ですが、まだ政務の中樞にいたようです。

東光寺はどこにあったのか。関東下知状に武蔵国とあることから、まず別府の近くの上奈良にあった東光寺、新編武蔵風土記稿には、

別当東光寺、古義真言宗太田村能護寺末瑠璃光山眞蔵院ト號ス中興開山榮傳天和三年二月廿二日（1683）寂ス

とあり、天和三年は中興ですのでそれよりも昔に開山されたかもしれませんが、鎌倉幕府との関係は見えません。

また、成田氏の地元の上村（上之村）にも東光寺が見られますが、

龍淵寺末の泰蔵院末 醫王山瑠璃院と號す、開山萬矢大機、寛永 17 年 8 月 28 日（1640）寂す、仏師春日が作れる薬師を安ず、

古くからあった寺院ではないようです。

鴻巣にも東光寺はありますが、

真義真言宗、足立郡龍馬村常勝寺末、杏林山無量壽院と號す、慶安 2 年（1649）阿弥陀堂領 11 石 1 斗餘の御朱印を附せらる、本尊不動を安ぜり、

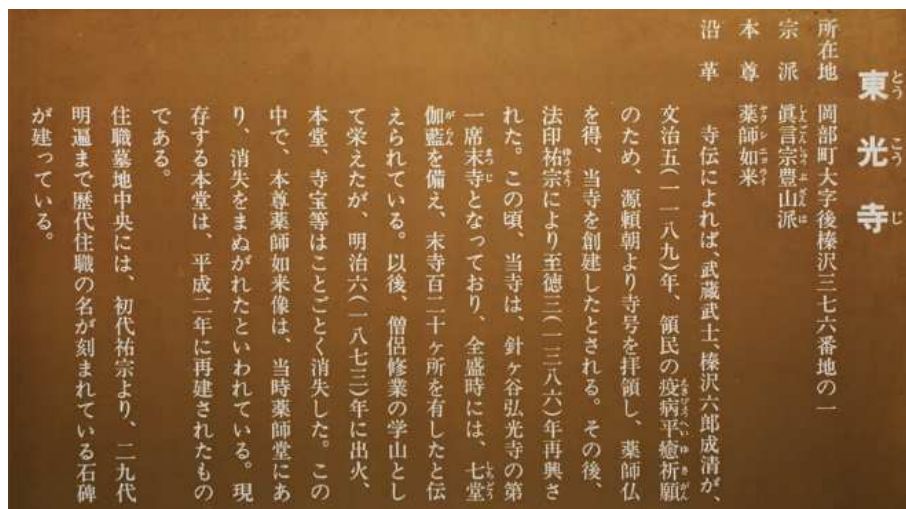
とあるだけで、開基の年代は不明ですので、本山の常勝時を調べてみました。

京都知積院の末、龍蔵院密乗院と號す、

とあり、境内に文明 7 年（1270）の古碑があるようで開基は古ようですが、開基は書かれていなく、不明です。

別府から少し離れた榛沢郡にも東光寺がありました。

「神社ぐだぐだ参拝録 <http://glassesmaiden.blog81.fc2.com/blog-entry-1940.html>」からですが、



と寺の由緒があり創建は古いように書かれていますが、それを示す書状はないようです。

近辺から少し離れた東光寺を探していくと、現在は横浜市ですが遠い昔は武蔵国です。そこにも東光寺があることを見つけました。

白山東光禅寺HPより（現在地：横浜市金沢区釜利谷南）

<http://www.tokozenji.or.jp/about/engi.html>

「東光禅寺の創建は建仁年間（1201～03 年頃）と伝えられています。創建当時は、鎌倉薬師ヶ谷（現大塔宮）にあり、薬師如来を本尊として医王山東光寺と称していました。開基は鎌倉幕府開幕の功臣・畠山重忠公で、弘安 5 年（1282 年）、臨済宗大本山建長寺第六世・臨済宗大本山円覚寺第五世勅諡大興禅師（葦航道然）を招き、開山としました。当時は大塔宮護良親王が幽閉された土牢のすぐ前

